

インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて

○インドネシアから新たに受け入れる場合

インドネシア政府の海外労働者管理サービスシステム
(SISKOTKLN) インドネシア政府が管理

労働市場情報システム (IPKOL)

インドネシア政府が管理

インドネシア国籍の方を雇用しようとする受入機関は、求人募集に当たり、**インドネシア政府が管理する求人・求職のための「労働市場情報システム (IPKOL)」に登録し、求人することを強く希望しています。**なお、システムへの登録はオンラインで、入力方法は英語とインドネシア語となります。

①登録・求人申込

日本の特定技能所属機関 (受入機関)

②雇用契約の締結

申請人

帰国した技能実習2号又は3号を良好に修了した者

試験に合格した者

⑤在留資格認定証明書の送付

③在留資格認定証明書交付申請

④在留資格認定証明書交付

地方出入国在留管理局

E-KTKLNを提出

⑧査証申請

⑨査証発給

在インドネシア日本国大使館・総領事館

⑩出国

特定技能外国人として入国

⑥SISKOTKLNへ登録

⑦移住労働者証 (E-KTKLN) の発行

○日本に在留する方を受け入れる場合

インドネシア政府の海外労働者管理サービスシステム
(SISKOTKLN) インドネシア政府が管理

駐日インドネシア大使館

インドネシア政府は、日本に在留する技能実習生や留学生などの中長期在留者であるインドネシア国籍の方が、日本に在留したまま、「特定技能」への在留資格変更許可申請を希望する場合には、**駐日インドネシア大使館において、海外労働者登録手続**をしよう求めるとしています。また、**登録手続を完了した者には推薦状を発行する**としています。詳しくは、駐日インドネシア大使館にご相談ください。

③移住労働者証 (E-KTKLN) の発行

②SISKOTKLNへ登録

⑤登録手続済証明 (推薦状) の発行

④海外労働者登録手続 (雇出)

日本の特定技能所属機関 (受入機関)

①雇用契約の締結

申請人

技能実習2号又は3号を良好に修了した者

試験に合格した者

⑥在留資格変更許可申請

⑦在留資格変更許可

地方出入国在留管理局